

3-2 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団 助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団定款に定める助成金の交付については、原則として、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(助成金交付審査会)

第2条 公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団助成金交付審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、委員2人以上4人以内をもって構成する。

3 委員は、公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団評議員のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱し、任期は2年とする。

4 委員は、理事長及び監事を兼ねることができない。

(助成対象及び助成金額)

第3条 助成金対象事業及び助成金の額は、別表に定めるものとする。

(助成金の交付申請)

第4条 助成金交付の申請をしようとする者は、助成金交付申請書(第1号様式)を公益財団法人市川市花と緑のまちづくり財団理事長(以下「理事長」という。)に提出しなければならない。

(助成金交付の可否及び助成金額の決定)

第5条 理事長は、助成金交付の申請があったときは、これを審査し、助成の可否を決定する。この場合において助成金の交付をしたときは、交付すべき助成金の額をあわせて決定するものとする。

2 理事長は、助成金の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付するものとする。

3 あらかじめ審査会の承認を受けて別に助成の可否の基準及び助成金の額を定める場合には、第1項の規定に係わらず、理事長は助成の可否及び助成金の額を決定することができる。

4 理事長は、前項の規定により決定を行ったときは、審査会に報告するものとする。

(決定の通知)

第6条 理事長は、前条の規定により助成金を決定したときは、助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金交付申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第7条 助成金の交付を受けた申請者(以下「助成事業者」という。)は、申請した事業(以下「助成事業」という。)の内容等を変更しようとする場合は、変更承認願(第3号様式)を提出して、理事長の承認を得るものとする。

(完了報告)

第8条 助成事業者は、申請のとおり工事を施工し、助成事業が完了したときは、完了後1か

月以内に理事長に完了報告(第4号様式)を提出しなければならない。

(助成金の支払)

第9条 助成金の支払は、理事長が前条の規定による完了報告及び現地確認後、適正と認めたものに対して、助成金交付の決定通知を受けた事業者の提出する助成金支払請求書(第5号様式)に基づき支払うものとする。

(助成金の経理)

第10条 助成事業者は、助成金についての経理を明らかにする書類を作成し、事業完了後2年間保存しなければならない。

(助成金の返還等)

第11条 理事長は、助成金交付の通知を受けた事業者又は助成事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、助成金の交付決定を取り消し、若しくは一部を変更し、又は助成金の全部、若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により助成金交付の決定を受け、又は既に助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に基づく指示に違反したとき。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は、昭和61年10月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年5月23日から施行する。

附則

この要綱は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条の第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

別表

助成対象及び助成金額

助成金の交付の対象となる事業	助成金の基準額及び限度額
<p>1. 緑化推進団体等の緑化活動事業</p> <p>2. 緑化に関する普及啓発事業</p> <p>3. 緑化推進に関する調査、研究事業</p> <p>4. 緑のボランティア団体活動支援事業</p> <p>5. その他上記以外であって、財団の目的を達成するため理事会長が認めた事業</p>	<p>1. 事業に要する経費に 3 分の 1 を乗じた額（上限 5 万円）</p> <p>2. (1) 生垣設置事業に要する全額助成金額の基準として 15,000 円 /m² とする</p> <p>2. (2) 屋上等緑化推進事業に要する助成金額の基準として屋上緑化で樹木等の場合、3 万円 /m² 、芝、苔などの場合 5 千円 /m² 、ベランダ緑化で 1 万円 /m² 、壁面緑化で 5 千円 /m² とし、いずれも施工面積を乗じた額の 2 分の 1 または施工総額の 2 分の 1 のいずれか少ない方の額とする（上限は屋上緑化 50 万円、ベランダ緑化 20 万円、壁面緑化 10 万円）</p> <p>2. (3) 花壇設置事業に要する助成金額の基準として、地植え花壇新設の場合 15,000 円 /m² 、プランター花壇新設の場合 5,000 円 / 基、種苗費 1,500 円 /m² 、既存ブロック塀等の撤去費 5,000 円 /m とし、いずれもこの基準より算出した額の合計額、または助成対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額とする（上限は 15 万円）</p> <p>2. (4) 花壇づくり支援事業に要する助成金額の上限として、花壇を設置する場合 6,000 円 /m² 、プランターを設置する場合 20,000 円 /m² 、1 団体に対する合計 100,000 円 / 年とし、助成期間は 2 年間とする</p> <p>2. (5) 駐車場緑化事業に要する助成金額の基準として、芝または地被類による植栽の場合 1,000 円 /m² 、低木植栽による植栽の場合 1,000 円 / 本、中木植栽による植栽の場合 4,000 円 / 本、高木植栽による植栽の場合 15,000 円 / 本、芝または地被類と保護材による植栽の場合 10,000 円 /m² とし、いずれもこの基準により算出した額の合計額、または助成対象経費の総額に 2 分の 1 を乗じて得た額のいずれか少ない額とする（上限は 50 万円）</p> <p>3. 5. の事業に要する経費に 2 分の 1 を乗じた額（当該額が 30 万円を超えた場合においては、30 万円）</p> <p>4. 1 団体 1 年度に交付する助成額は 50,000 円を上限とする</p>